

大阪市耐震改修支援機構の概要

1. 設立目的

近年、日本各地で大規模な地震が頻発し、大阪市においても、東南海・南海地震や上町断層帯等による直下型地震の発生が危惧され、住まいの耐震化促進は喫緊の課題となっている。

しかし、大阪市では、耐震改修の必要性がまだまだ理解されていないことや、安心して依頼できる事業者がわからないといったこと等が原因となって、耐震化が進みにくい状況にある。

このため、住宅や耐震の分野において専門性を有する公的団体や建築関係団体等が連携し、耐震化の促進に向けた幅広い取り組みを積極的に進めていくことを目的として、平成 20 年 10 月に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。

2. 事業

支援機構は、次の事業を行う。

- ・ 住宅の耐震化に係る普及啓発
- ・ 安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者の紹介
- ・ その他、住宅の耐震化を促進するために必要となる事業

3. 組織

本部：大阪市耐震改修支援機構の運営を行う。

耐震化支援団体：住宅の耐震化に係る普及啓発を積極的に行うとともに、安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者を構成員に持ち、これを紹介する。

耐震化支援団体評価専門部会：耐震化支援団体の認定及び処分（指導、勧告、除名）に関し意見を聴く。

コンプライアンス専門部会：事業者紹介に係るトラブルが生じた場合、事実調査とそれに基づく法的考え方の整理を行う。

建物所有者等

セミナー・相談会等の普及啓発

安心して依頼することのできる事業者の紹介

大阪市

大阪市耐震改修支援有識者会議

耐震化支援団体評価専門部会

耐震化支援団体の認定・処分（指導・勧告・除名）に関し意見を聴く。

コンプライアンス専門部会

事業者紹介にかかるトラブルが生じた場合、法的考え方にし意見を聴く。

意見照会

意見

大阪市耐震改修支援機構

本部

支援機構の運営を行う

（一財）大阪建築防災センター
（一社）日本建築構造技術者協会
（独）住宅金融支援機構
大阪市住まい公社

認定・処分

活動支援

活動等報告

耐震化支援団体
（7団体）

耐震化支援団体 A

耐震化支援団体 B

耐震化支援団体 C
⋮

耐震事業者
（38事業者）

耐震事業者 a1

耐震事業者 a2

耐震事業者 b1

耐震事業者 b2

耐震事業者 c1

耐震事業者 c2